

スカイネットアカデミー株式会社所属セスナ式172S型
JA01DCの航空重大インシデント調査について
(経過報告)

令和7年7月31日
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和6年8月5日、スカイネットアカデミー株式会社所属セスナ式172S型JA01DCが離陸滑走時に滑走路から逸脱し、自ら地上走行できなくなった航空重大インシデントについて、令和6年8月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報を基に、更に分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。このため、本調査については、本航空重大インシデントが発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり本調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本航空重大インシデントに関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、航空重大インシデントの原因を究明し、航空事故等の防止に寄与することを目的として行うものであり、本事案の責任を問うために行うものではない。

1. 航空重大インシデントの概要

スカイネットアカデミー株式会社所属セスナ式172S型JA01DCは、令和6年8月5日（月）、操縦練習のため竜ヶ崎飛行場で連続離着陸訓練を実施中、着陸に続く離陸滑走時に滑走路を逸脱し、草地で停止した。

2. 調査の概要

本件は、航空法施行規則（昭27運輸省令56）第166条の4第4号の「滑走路からの逸脱（航空機が自ら地上走行できなくなった場合）」に該当し、航空重大インシデントとして取り扱われることとなったものである。

運輸安全委員会は、令和6年8月5日、本航空重大インシデントの調査を担当する主管調査官ほか1名の航空事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、機体の調査、飛行場内定点カメラ映像の解析、設計・製造者からの情報収集等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

（1）飛行の経過

同機は、操縦練習のため、機長である操縦教員と操縦練習生の2名が搭乗し、操縦練習生の操縦により調布飛行場を離陸し、竜ヶ崎飛行場まで飛行した。同飛行場への着陸後、操縦教員が降機し、操縦練習生1名のみが搭乗し、同飛行場の滑走路を使用して、単独飛行による連続離着陸訓練を開始した。同機は、4回目の着陸に続く離陸滑走中に滑走路を逸脱し、草地で停止した。

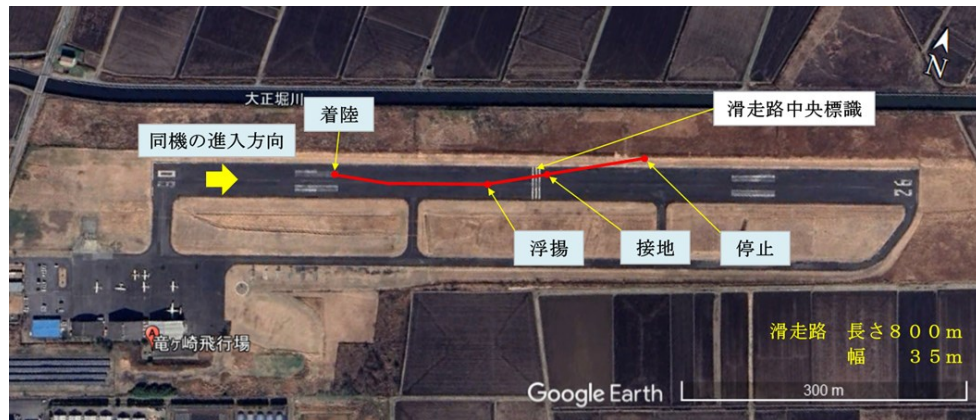


図1 推定経路

(2) 負傷者

なし

(3) 航空機に関する情報

航空機型式：セスナ式172S型

製造番号：172S11022

総飛行時間：3,772時間26分



図2 重大インシデント機

(4) 航空機の損壊

小破

- ・プロペラブレード：2枚の先端に擦過痕、うち1枚は後方へ湾曲
- ・主翼：左主翼前縁に擦過痕、右主翼先端の遮光板が内側へ湾曲
- ・機体右側：下側エンジンカウル取付部の機体外板の折損
- ・機体左側：下側エンジンカウル取付部ショックマウントの折損



図3 主な損傷箇所

4. 今後の調査

本航空重大インシデントの原因の究明及び事故等の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に、滑走路から逸脱した経緯など、更なる分析のほか、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。

当委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本航空重大インシデントの原因等の調査を進める。